令和3年

第1回臨時会

会 議 録

(第1号)

令和3年2月19日

令和3年第1回 江 差 町 議 会 臨 時 会 (第1号)

◎ 期日及び場所

令和3年2月19日(金) 11時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1	会議録署名議員	員の指名
日程第2	会期の決定	
日程第3	報告第1号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
日程第4	承認第1号	令和2年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決
		処分の承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	令和2年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決
		処分の承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	令和2年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決
		処分の承認を求めることについて
日程第7	議案第1号	令和2年度江差町一般会計補正予算(第17号)につい
		て
日程第8	議案第2号	令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第
		4号) について
日程第9	議案第3号	令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第
		4号) について
日程第10	議案第4号	令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第1
		号) について

◎ 出席議員(12名)

議 長 打越東亜夫 副 長 議 萩 原 徹 議 員 薄 木 晴 午 飯 田 隆 室 井 正 行 塚 本 眞 西海谷 望 小 梅洋 子 小野寺 真 小 林 くにこ 出 﨑 太 郎

大

門

和

幸

◎ 出席説明者

町 長 照井誉之介 副 長 眀 町 田 畑 教 育 長 太 誠 田 長 中 智 総 務 課 Ш まちづくり推進課長 尾 Щ 徹 財 政 課 長 斉 藤 己 敏 務 課 長 代 税 梅 Ш 年 町民福 祉 課長 竹 内 強 課長 子 健 康 推 進 白 鳥 智 産業 振 興 課 長 出 崹 雄 司 追分 観 光 課 長 安 克 臣 田 建設水道課長 岸 田 雄 治 高齢あんしん課長 三 泰 彦 好 納 室 長 岸田真由美 出 学校教育課長 岸 田 礼 治 務 課 主 幹 畑 竜 哉 まちづくり推進課主幹 長 尾 恵 社会教育課主幹 宮 原 浩

(議会事務局)

局長清水直樹書記森直彦

開会 11:00

※ベルが鳴る

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いた しました。

ただいまから、令和3年第1回江差町議会臨時会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、4番、小野寺議員、5番、西 海谷議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

(議長)

日程第3、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会に委任する議決事件について、令和3年2月9日をもって、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、報告する

ものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」(補足説明)

議案2頁をお開き下さい。当時者につきましては、江差町と町内の学校に勤務する教職員でございます。

事案の概要、本年1月11日午後5時過ぎ、町所有の職員住宅において、天井部の温水管が破裂し、居住する乙に損害を与えたものでございます。

損害額につきましては、甲のいわゆる町の責任において補償することとし、今回、和 解するに至りました。

損害の費用につきましては11万3,605円、町が全額補償すると。今後、いかなる事情が生じても、双方相手方に何らの請求をしないという内容でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

以上でございます。

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第4、承認第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

承認第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしました ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい経営環境にある飲食店等の事業者を支援するための、飲食店等経営維持特別給付金事業に係る経費について、令和2年12月22日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書5頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表でございます。 専決処分いたしました補正予算の内容でございますが、事業といたしましては、飲食 店等経営維持特別給付金事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが減少している飲食店等に対しまして、すいません、大変、申し訳ございません。資料は、1頁となりますので、資料の方もお開き願いたいと思います。大変、申し訳ございませんでした。

事業の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している飲食店等に対しまして、経営を継続して頂くための支援策として、1店舗につき、20万円あたりを給付するものでございます。補正額は、1,100万円で全額一般財源を充当しているものでございます。

簡単ですが、説明を終わりますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求

めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第5、承認2号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の 承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

承認第2号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費について、令和3年1月29 日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の方は17頁、資料は、3頁から7頁となりますので、よろしくお願いいたします。

事業名でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保でございます。新型コロナウイルスのワクチンの接種につきましては、速やかに接種が可能となるように、接種体制を市町村等々が整えておく、そういうことになってございます。そのため、あらかじめ着手出来ることは取り進めておく必要があるため、接種券、クーポン券というんですか、接種券の印刷とそのための電算システムの改修に係る経費を専決処分させて頂いたものでございます。補正額は、278万1千円、全額国庫補助金でございます。

説明は、以上でございますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

2つ、お聞きします。

1つは、予算額、これで足りたのか。ということであります。町村会等、実態として は足りないという部分については、全国町村会だったかな、いろいろ出ております。江 差町として、実態としてどうなのか。それがまず1点、お聞きしたいと思います。

2点目。資料、頂いております。細かいのはともかくとして、この資料にも国から出てくる資料、膨大な資料なのでその一部ですが、ここにはなかったんですが、基本的には、ここら辺、出された資料も含めて、各自治体は新型コロナワクチンの予防接種の実施計画を作ることになります。

それで細かい中身はともかく、大事な点、2つほど確認したい。教えて頂きたい。

1つは、医療機関との関係、どういうふうになっているのか。医療機関で接種するとすれば、医療機関の分もあります。医療機関でないとすると、自治体が会場を設営するということになります。いずれにしても、そういう体制がどうなっているのか。教えて頂きたいと思います。

もう1つ。道立病院との関係でどういうふうになっているのか。道立病院が、もし、 ワクチンの接種をするということになれば、複数の町村が関係して参ります。そういう 点も含めた連携、つまり道立病院だけの連携にはならない。近隣町村との連携も含めた 体制が作られます。これも国の通達等々では、いろんなシナリオを含めて資料はきてい ると思いますけれども、この点について、教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」

まず、1点目の足りたのかということについてのご質問に対して、お答えいたします。 今回、専決処分させて頂いたのは、クーポン券の印刷とそれに係るシステム改修のみ の専決になりますので、それ以外の金額に関しては、今現在、積み上げをしているとい う最中でございます。

なので、そこの部分に関しては、足りたということになります。

2つ目の実施計画を作るにあたっての医療機関との関係ということでございますが、 江差町は医療機関4、道立病院を含め、4 医療機関ありますので、今現在、医療機関と 打ち合わせをし調整をしている最中でございます。道立病院が他の町との関わりも出 てくるんじゃないかということでございますが、そこに関しましては、今現在、江差町 の中での、町としての接種体制をどうするのかというのがまず先に進めておりますの で、江差町以外の町と道立病院との関係に関しては申し訳ございませんが、私の方では 情報を得ておりませんので、今ここでお答えできることはございません。

(議長)

いいですか。小野寺議員。

「小野寺議員」

分かりました。前回の全員協議会の時も私、言いました。ワクチンがいつくるか分からんと、実際問題はですね、4月と言ったって4月以降と言ったって、いつかわかんないので、着実に安全体制をしっかりとしながら進めていくべきだという意見も前回申しました。

でも、どうしても近隣町の動きが町民の方々は、となりのまちはここまでいっている、あそこのまちはこうなっているということも含めて、これからますます、いろんなマスコミ等々で、でてくると思います。

そういう点では、改めて確認しますが、現時点では、江差は、集団接種、もしくは、個別接種、つまり掛かり付け医、その点の方向性というのは、今、まさしく、協議中、それとも一定の準備は進めているのか、残念ですが国の方からいろいろ報告も求められると。着実に、しっかりやりましょうと言ったって、結構、せっつかれますよね。そういう点で、確認ですが、今、江差町、どこまで体制として、整っているのか。接種体制。急いでやれという意味じゃありませんから。念のため。その点について、現状、改めて教えて頂きたいと思います。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」

協議中でございます。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

私から。江差町として、接種のいわば責任者になる訳でございまして、国保病院がな

い町としては、道立病院を軸にしつつ、民間病院と、いわば、道立でやるとするならば、 集団接種の元締めというか、かなめ。あと、また、個人病院の方は、施設を持っている 病院もあったりいろいろあるんで、江差町民のどの分野の何人分を、例えば午後から何 時間やるとか、いろんな部分の積み上げを、今、協議している最中でございます。スム ーズにいくようにしますし、途中の状況の中でまた情報発信しても非常にまずい状況 にございますので、きちっと広報に間に合う時は広報しましけども、個別のチラシ等の 含めて、随時、積み上げてた情報は流していきたい。これが、1つです。

それから、前半戻りますけども、専決したのはこれはクーポンとシステム改修でございますけども、これから、これから、随時いろんなものが出て参ります。それは、会場費であったり、なんなり、いろんなものがあります。人権費も含めて。この場にいるのは、あれなんですけども、都度、都度、臨時会ということになりませんので、いろんな場面で国からのそれは、お金をもってやる訳ですけども、専決処分で進めさせて、随時、抜かりのないようにやって行きたいと、このように思っていますので、宜しくお願いします。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」なんかありますか。

(議長)

はい。町長。

「町長」

もう少し具体的なことを申し上げますと、昨日、町内の医療機関、4つの医療機関の事務長を集めた会議を担当者と開いております。その中で、町がどういうふうな方針をもって、この接種体制を構築していくのかということを、検討をする材料としていろんな資料であったりですね、現状を事務長にお知らせしています。その上で、それぞれの医療機関に持ち帰って頂いて、その医療機関ごとに対応できる体制を検討して頂いて、それを集約して我々江差町としてどのような体制を構築していくかということを、今、まさに急いで体制を整えているという状況でございますので、体制をもうしばらく医療機関と調整させて頂きたいというふうに思います。

いずれにしても、江差町が実施主体となってしっかり住民の皆さんにワクチンを接 種出来る体制をとっていかなければならないと思いますので、ご理解頂きたいと思い ます。

(議長)

はい。いいですね。 他に、質疑希望ありませんか。 (「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第2号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第15号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第6、承認3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決処分の 承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

承認第3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年1月末の暴風雪により、破損した文化会館の改修に係る経費について、令和3年2月10日付けをもって、専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案書の方は29頁をお開き願いたいと思います。資料は8頁でございます。

補正事業名でございますが、江差町文化会館西側スパンドレル補修でございます。1月29日から30日にかけての暴風により、西側の壁にあります、スパンドレルが目繰り上がり飛散等の被害拡大の恐れがありましたことから、早急に補修するための経費につきまして、専決処分として予算補正をしたものでございます。補正額は43万円、全額一般財源としております。

簡単ですが以上でございますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

承認第3号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第16号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

次に、日程第7、議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第17号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第17号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等による減額 補正や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加補正など、併せ て84事業に係る補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそ れぞれ1億4,456万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66 億944万7千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費の補正、地方債の 補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第1号、補正予算の17号でございますが、議案書におきましては、 41頁から45頁の補正予算構成表でございますので、宜しくお願いいたします。

まず、最初に、一般の事業の減額補正について、一括で説明をさせて頂きます。

一般の事業の減額補正は、41頁から43頁の下までが該当の事業でございます。

内容につきましては、事業が終了したもの、あるいは、今後の執行見込み等により減額したものとなります。今年度は、新型コロナウイルスの関係で、多くのイベントや会議等々が中止、あるいは縮小となったことに伴い、多くの事業、多くの経費につきまして、執行しない見込みの予算が発生いたしました。1つ1つの内容は、省略させて頂きますが、ご理解願いたいと思います。

減額補正の合計では、合計は43頁の一番下でございますけれども、補正額といたしましては、1億6,776万円の減額となっており、財源内訳、一般財源におきましては、6,103万7千円の減額となってございます。

次に、44頁、上の方でございます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業、特別定額給付金等々に係る減額補正でございます。特別定額給付金給付、子育て世代への臨時特別給付金給付について、事業費が確定しましたので減額するものでございます。補正額合計では、631万8千円の減額で、端数等々の関係で、一般財源が6千円増額となっているような、財源更正でございます

次に、地方創生臨時交付金議業に係る減額補正でございます。44頁の1、2、3、4行目から次の頁の2行目まででございますけれども、こちらにつきましても、事業が終了したもの、あるいは今後の執行見込みなどにより、減額したものでございますけれども、併せて一部財源更正をしてございます。財源更正したのは、商工費の新生活様式対応支援助成と同じく商工費の飲食店等経営維持特別給付事業、それから教育費の小中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策事業、これを交付金を充当し、一般財源を減額しております。

それから、最後の小中学校家庭学習対策通信機器整備支援につきましては、対象から

外れるということでございますので、交付金を減額して一般財源を増額するというような内容になってございます。

こちらの方の補正額の合計では2,841万9千円の減額、財源内訳としましては、 交付金が930万3千円の増額、一般財源が3,772万2千円の減額となってござい ます。

次に、地方創生臨時交付金の追加事業の補正でございます。

まず、キャシュレス決裁導入支援でございます。資料は11頁、12頁となります。 キャシュレス決裁は、現金に触れないことなどから新型コロナウイルス感染症が拡 大してから、これまで以上に注目されることになりましたが、そういう衛生観点の他、 ポイント付与、江差オリジナルカードの作成などの消費喚起、いろんな方面からの効果 が見込まれることから、交付金を活用して取り組むものでございます。

具体的には、オリジナルカード作成に係る経費、端末機の購入、カードの発行決済等を行う事業費主体である、追分カード江差ポイントカード会への補助となってございます。補正額は613万8千円、交付金が415万8千円で、198万円が一般財源でございます。

次に、介護施設新規入所者 P C R 検査助成でございます。資料は13頁をお開き願いたいと思います。抵抗力が弱く重症化しやすい高齢者などが集団で生活している介護施設などにおいて、新たに入所する方からの感染を防ぐことを目的に検査に係る経費を町が負担するものでございます。対象者や、対象期間、対象施設、期間、積算票などは資料をご覧頂ければと思いますので、宜しくお願いします。補正額は206万円、全額交付金を充当してございます。

次に、学童保育所整備でございます。こちらにつきましては、第3回臨時会補正予算第7号におきまして、補正を頂いたところでございますが、その事業の増額のお願いでございます。旧あすなろ幼稚園を学童保育所に改築する内容での補正でございましたが、学校施設から児童福祉施設に転用する場合に、排煙窓、スロープの設置が必要であるため、それらに係る経費を増額するものでございます。補正額は115万5千円、全額交付金を充当してございます。

次に、保育所運営備品整備でございます。資料は14頁でございます。内容と致しましては、お昼寝用のベットの購入となります。これまで床にござと布団を敷いておりましたが、ベットにすることによって床から距離が取れ衛生的になることなどから、ベットを購入するものでございます。補正額は144万1千円、全額交付金を充当してございます。

次に、港湾整備事業特別会計繰り出し、港湾センター使用料減免でございます。新型コロナの影響でフェリーの利用者が減少しており、車両ベースでは18%、また、人数ベースでは41%の減少となっていることから、奥尻町と歩調を合わせて支援することとし、使用料を免除することといたしました。使用料を免除いたしますと、特別会計の収入がなくなってしまうことから、一般会計からその分繰り出しするものにしたことで、補正額は147万4千円、全額交付金を充当してございます。

地方創生臨時交付金の事業の補正の合計は1,226万8千円、うち交付金が1,028万8千円で198万円が一般財源となってございます。

最後に、通常の事業の増額補正でございます。

まず、かもめ島上老朽施設等解体でございます。資料は15頁となります。島上でのグランピングを実施するための環境整備に併せ、旧民宿施設とトイレ2か所を解体するものでございます。補正額は4,327万4千円、全額一般財源でございます。

次に、ぬくもり保養センター修繕工事でございます。資料は16頁をご覧頂きたいと思います。男湯浴室の天井の落下やボイラー配管の破裂、それにより漏水したことにより、破損したホール天井などの修繕工事を行うものです。補正額は239万3千円、全額一般財源でございます。

全ての併せての補正額合計は、1億4,456万2千円の減額となり、財源内訳はそれぞれ記載のとおりでありますが、一般財源5,110万6千円の減額となってございます。

次に、50頁となります。第2表の繰越明許費でございます。上から3番目のですね、新生児特別定額給付金給付事業を除き、いずれも今年度末までに事業を終えることができないことから、翌年度に繰り越しをするものです。新生児特別定額給付金に関しましては、3月末に出生した場合に、申請交付が4月以降になることから繰り越しをおこなうものです。繰り越しをする額は、記載のとおりでございますので、割愛させて頂きます。

続きまして、51頁でございます。第3表地方債補正です。それぞれ減額補正したことに伴いまして、地方債の額も変更するものでございますので、限度額起債の方法等々は記載のとおりとさせて頂きたいと思いますので、宜しくお願いします。

説明は以上でございますので、宜しくどうぞお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。補正予算、一番最後のぬくもり保養センター修繕工事に関してお聞きします。 2つ、その点でお聞きします。

1つ。老朽化。この間、たびたび補修をおこなっております。町の公共施設等の整備の観点からいって、全体計画の中の1つとしてのぬくもり保養センター、そもそも、どう考えているのか。この施設の全体の、今回のだけじゃなく、全体の老朽等を考えた場合にこの施設の維持のことをどう考えているのか。改めて確認したい。同じことを繰り返すのか。その点が1つ。

もう1つ。これもこの間ずっと言ってきておりますが、防災関係です。ここは、何度

も、この間、論議させて頂いておりますが、裏山、土砂災害警戒区域&一部特別警戒区域。確か、あの図面はよく分かりづらいんですけれども、ここの浴室のところが、多分レッドですよね。イエローじゃなくて、レッドのはず。いずれにしましても、レッドももしくはイエロー、の部分で根本的な対策が必要なんですよ。新たなものを作るということは、レッドの場合できませんが、今回、補修はきっと建築的には可能なのかも知れませんが。

そもそも、災害対策としてこの裏山の擁壁等々は、確かしていないですよね、何も予算付けてないですから。そうすると、先程言った老朽化の問題と災害対策、両面から含めても、いずれは、この施設の基本的な考え方をはっきりさせなければならない。同じことを繰り返すのか、という点について、お聞きします。

(議長)

はい。財政課長。

総務課長。

「総務課長」

この現施設はですね、昭和43年に建築され、52年経過している老朽化している建物ということでございます。毎年の修繕料だとか、かさむことと、利用者も減少しているということもあります。議員おっしゃるとおり、背後が土砂災害の危険区域であるということなどもありまして、また、マムシだとかへビだとか多く出る場所でもございます。費用対効果も低い施設でございますんで、様々な理由からですね、実は今回この件があって、閉鎖の部分も選択肢の中にはあったんでございますが、いきなり閉鎖ということになるとですね、利用者からの理解も得られないということから、今回は修繕をして営業を続けるということといたしました。

しかし、今申し上げたとおりですね、の理由から長期間続けることが厳しい状況でございますんで、利用者や地域のコンセンサスを得ながらですね、閉鎖に向けてソフトランディングしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですか。小野寺議員。

「小野寺議員」

ただいまのは了解しますが、やはり、それを進める上においても、地域の皆さんにしっかりと現状を今までもやっていると思いますが、リアルに説明しなければならない。ここは、たまたま、今、ぬくもり保養センターの話しましたが、保育所、そうですよね。あそこはレッドじゃなくてイエローでしょうかね。それから、国道から尾山に入るところの裏山も全部イエローでしたかね。いずれにしても、あの地域の方々、ここだけじゃないんです、災害対策で言うと。しっかりと地位住民にまずは、客観的な情報を伝えて、

対策の基本的なことも教えて、さあ、皆さん、このことについて、しっかりと理解して欲しいと、それを進めなかったら進まないですよ、この問題。もう5年、10年、同じこと、私、言ってますよね。改めてこの点について、町としての進め方、しっかりと、私お聞きしたい、確認したい、と思います。

(議長)

町長。

「町長」

ただいま、先程、総務課長が答弁したとおりでございますけれども、このぬくもり温泉の施設に関しましては、数年のうちにどうするべきかということを方向をお示しし、そしてしっかり地域住民の皆さんと議論をした上で、方針を固めていきたいなあというふうに思っています。

本日の提案しているのは、補正予算では、ぬくもりセンターに関してでございますので、その点についてだけ、お答えさせて頂きますことを、ご了承下さい。

(議長)

いいですね。

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第17号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について でございます。

今回の補正の内容につきましては、各種健診予防接種助成など、3事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。 歳入歳出予算の総額からそれぞれ608万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,633万7千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

国民健康保険費特別会計補正予算について、説明いたします。

議案書81頁、補正予算構成表をご覧下さい。事業名各種健診予防接種助成でございます。補正額は394万円の減額でございまして、主な理由は新型コロナウイルス感染症拡大により、12月に実施予定していた巡回型の健診を中止したことに伴う、がん検診委託料の減、インフルエンザ予防接種助成につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を充当したことによる減でございます。

財源内訳は、道支出金が52万9千円の減、一般財源が341万1千円の減でございます。

次に、事業名インフルエンザ予防接種支援、新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金事業でございます。インフルエンザ予防接種者が見込みより少なかったこ とによる減額でございまして、補正額は124万5千円の減額で、全額一般会計繰入金 でございます。

最後に、事業名特定健康診査等事業でございます。こちらも12月実施予定だった巡回型の健診を中止したことによる健診委託料等減額で、補正額は90万円の減額で、全額道支出金でございます。

ご審議方、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第9、議案3号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第3号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について でございます。

今回の補正の内容につきましては、公共下水道整備など4事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,730万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,746万1千円とするものでございます。併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から補足説明申し上げます。

議案書の92頁をお開き下さい。予算構成表で説明致します。下水道計画策定、下水

道事業会計法適用化外でございます。

こちらにつきましては、下水道事業の計画策定及び法適用化の委託に係る経費の他、消費税の納入、納付に係る経費でございまして、委託につきましては、入札執行による減額と消費税につきましては、確定申告により納付額が確定しましたことから、減額するものでございます。補正額は740万、内訳につきましては、国庫支出金が70万、地方債が160万、その他特定財源が510万減額となるものでございます。

次に、マンホールポンプ等整備でございます。こちらにつきましては、マンホールポンプ等の分解整備に係る経費でございまして、入札執行により減額になるものでございます。補正額は70万、内訳につきましては、全て一般財源となるものでございます。

次に、下水管理センター管理及び中央管理装置他更新でございます。こちらにつきましては、下水道のストックマネジメント計画に基づきます、計装機器類の更新に係るます経費でございまして、社会資本整備総合交付金の国からの内示額が減額となりましたことから、事業費の調整により減額するものでございます。補正額は1,620万、内訳につきましては、国庫支出金が858万5千円、地方債が430万、その他特定財源が306万5千円、一般財源が25万円の減額となるものでございます。

次に、公共下水道整備でございます。こちらにつきましては、下水道の管渠整備に係る経費でございまして、先程と同様に社会資本整備総合交付金の国からの内示額が減額となりましたことから、事業費の調整により減額するものでございます。

補正額は2,300万、内訳につきましては、国庫支出金が1,150万、地方債も同じく1,150万、減額となるものでございます。

続きまして、議案の96頁をお開き下さい。第2表、地方債補正でございます。ただいま、補正の説明でもございましたとおり、事業費の減額に伴い地方債の額が変更となるものにつきましても、地方債補正をお願いするものでございます。いずれも、限度額以外の項目につきましては、変更ございませんので説明は割愛させて頂きます。

以上が、補足説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第3号、令和2年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第4号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第4号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)についてで ございます。

今回の補正の内容につきましては、港湾センター使用料減免の影響分に係る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

議案書におきましては、議案書その2の108頁でございます。補正の内容といたしましては、一般会計で説明したとおり、港湾センター使用料の免除することにしたことによる補正でございます。補正額は17万8千円でございますが、収入が見込めなくなった使用料を0とし、その分として、一般会計からの繰り入れを増額しております。それと、歳出との調整の関係上、17万8千円という形で増額補正となったものでございます。

以上で説明は終わりますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。 質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和2年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)について、 原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、本臨時会に付議された議件については、全て議了いたしました。これで会議を閉じます。

令和3年第1回江差町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん大変ご苦労様でした。

閉会 11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議 長

署名議員

署名議員